みどりの風の道形成事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領を、みどりの風の道形成事業補助金交付要綱（平成２３年６月１日施行。以下、「要綱」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり定める。

（事前協議）

第２条　要綱第４条の補助金の交付を申請しようとする者は*、*大阪府と緑化内容等について事前に協議しなければならない。

２「緑化整備Ａ」、及び「緑化プラン作成」の補助金の交付を申請しようとする者は、申請に先立ち、「緑化整備Ａ」は、様式第1号～第5号、「緑化プラン作成」は、様式第6号～第8号による事業計画書等を作成し、「大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会」の審査を受けなければならない。

（補助事業者の要件）

第３条　要綱第３条における「地域緑化実行委員会等」は、地域住民、自治会、企業等で構成される地域の任意団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人、又は、企業とする。

　　但し、緑化プランに基づく緑化整備をしようとする補助事業者は、個人を含むこととする。

２　前項の任意団体は、規約、定款又は会則を定めた団体であること。

（補助対象事業の要件）

第４条　補助事業は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

（１）補助事業者が緑化事業を実施する土地を所有していない場合は、長期にわたって緑化施設を維持できる土地使用の権原の設定がなされていることとし、補助金の申請にあたっては権利関係者の承諾を得ていることが確認できる書類を添付すること。

（２）法令等により義務付けられた緑化（以下、「義務緑化」という。）でないこと。ただし、義務緑化以上の緑化を自主的に行う場合は、当該義務緑化を超える範囲については補助の対象とする。

（３）緑化施設の適正な維持管理活動が継続的に行える体制を確保している、または体制を確保することが確実に見込まれること。

（４）道路法および建築基準法などの法令等に違反しない施設及び敷地であること。

（５） 大阪府の他の補助事業の交付を受けていない、若しくは受ける予定のないものであること。

２　補助事業には、みどりの風促進区域を一部含む敷地において、同区域の内外に渡って緑化施設を整備する場合も含まれるものとする。

３　「緑化プラン作成」は、前二項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

（１）第3条第1項に定める者が、共同して複数の緑化施設を整備するものであること。

（２）前号の複数の緑化施設の間隔は、100ｍ以内であること。

（３）緑化プラン全体で、樹木が11本以上植栽されること。

４　「緑化整備Ａ」は、第１項及び第２項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

（１）緑化プランに基づいて行う緑化施設の整備であること。

（２）緑化プランを策定した年度の末日から起算して2年後の日までに、緑化プランで計画した全ての緑化施設の整備が完了するものであること。

（３）沿道から容易に視認できる民間施設等において、樹高が概ね２メートル以上の樹木を1整備個所当たり10本以上植栽するものであること。ただし、２メートル以上の樹木植栽が困難な場合については、この規定にかかわらず、低木類等を別表３に掲げる基準に基づき、樹木に換算して計上することができる。

５　「緑化整備Ｂ」は、第１項及び第２項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

（１）沿道から容易に視認できる民間施設等において、樹高が概ね２メートル以上の樹木５本以上を植栽するものであること。ただし、敷地が狭隘等で樹木の植栽が困難な場所については、この規定にかかわらず、緑化フェンス等を別表３に掲げる基準に基づき、樹木に換算して計上することができる。

（２）同一緑化プランに基づく緑化整備の場合で、同一年度内に完了する複数の緑化整備の植樹本数の合計が５本以上の場合に限り、前号の植栽本数の規定を、1本以上とする。

（補助対象経費）

第５条　要綱第２条第1項別表第１に規定する補助対象経費は、別表１のとおりとする。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象経費の種別 | 補助対象経費の内容 |
| 緑化整備Ａ緑化整備Ｂ | （１）既存植枡植栽 | 植栽費、土壌改良費、支柱設置費、灌水施設整備費 |
| （２）新設植枡植栽 | 植栽枡設置費、植栽費、土壌改良費、支柱設置費、灌水施設整備費、舗装撤去処分費、舗装復旧費 |
| （３）樹木プランター植栽 | プランター設置費、植栽費、土壌改良費、灌水施設整備費 |
| （４）緑化フェンス等設置 | フェンス等設置費、プランター設置費、植栽費、灌水施設整備費 |
| （５）看板設置（樹名板含） | 看板制作費、看板設置費 |
| 緑化プラン | （６）緑化プラン策定 | 緑化イメージ図等作成費、専門家による指導、助言にかかる費用、印刷費 |

２　樹木プランター植栽は、緑化整備Aの場合、容量100L以上、緑化整備Bの場合、容量50L以上とする。

３　大阪府は第１項の別表１の（１）～（３）の事業の施行に際し、補助事業者に対して必要な樹木等の支給を行うことができる。

（補助対象金額の上限）

第６条　　要綱第２条第1項別表第２に規定する補助金額の上限は、別表２のとおりとする。

別表２

|  |  |
| --- | --- |
|  | 補助金額の上限 |
| 緑化整備Ａ | ２，０００，０００円 |
| 緑化整備Ｂ | １，０００，０００円看板設置は１枚当たり20,000円を上限とする |
| 緑化プラン | ５００，０００円 |

（適正な管理）

第７条　補助事業者は、事業完了後、５年間は緑化施設を適正に管理しなければならない。

（概算払いによる交付）

第８条　大阪府は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときには、要綱第11条第１項ただし書きの規定により、次の各号のいずれかにより補助金を概算払いにより交付する。

1. 補助事業に着手した時には、補助金の交付決定額に0.4（1万円未満は切り捨て）を乗じて得た額を上限として、補助金を概算払いにより交付する。
2. 補助事業が概ね完了した時には、補助金の交付決定額から既受領決定額を差し引いた額を上限として、補助金を概算払いにより交付する。ただし、要綱第11条第２項に規定するみどりの風の道形成事業補助金交付請求書を提出する際には、支出の根拠となる契約書、請求書等を添付し、概算払いの必要性を示すこと。

（支給品の財産区分）

第９条　第６条第３項により、大阪府が支給した樹木の財産権は、その支給日をもって、補助事業者に譲渡したものとみなし、補助事業者に帰属する。

２　前項により譲渡した樹木は、事業完了後、５年間知事の承認を受けないで、樹木の支給の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。また、事業完了後、５年間において樹木が枯損した場合には、補助事業者の責において同等程度の樹木に植え替えさせることがある。

（完了検査）

第10条　大阪府は、要綱第10条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書の書類の審査、根拠資料の確認、現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の効果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件等に適合するものかどうかを検査する。

２　補助事業者は、着手前及び完了後の現況写真を撮影し、事業完了後に要綱第10条第1項に規定する実績報告書とともに大阪府に提出しなければならない。

（その他）

第11条　補助事業者は、事業実施に際し、本事業で緑化を実施したことを示す看板（別表４）を設置しなければならない。また、看板の形式及び表示内容については、大阪府とあらかじめ協議しなければならない。

２　補助事業者は、事業完了の翌年から３年間、毎年７月末日までに直近の１か月以内に撮影された緑化施設の現況写真等を、撮影場所及び撮影日時を整理した上で大阪府に提出すること。

３　補助事業者より提出された写真及び緑化プラン図については、大阪府の広報活動やホームページに等に使用する場合がある。

附　則

この要領は、平成２３年６月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２６年９月３日から適用する。

附　則

この要領は、平成２９年１１月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和元年６月２５日から適用する。

附　則

この要領は、令和３年２月９日から適用する。

別表３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別換算 | 緑化フェンス等※注１ | 低木類※注２ |
| 樹木1本当たり換算 | ４㎡ | ４㎡ |

注１）主として常緑のツタやツル性植物を覆うよう垂直に繁茂させるなどしたメッシュフェンス等の高さ1m以上の構造物で、容易に移動できないもの

注２）芝生・一年草以外の草本類は、植栽面積に含むことができる。

別表４

みどりの風の道形成事業　看板・樹名板設置について

●看板

　　①１申請あたり、１枚以上を設置すること

　　②民有地内の人目につく場所に設置すること

　　③看板の盤面はＡ３サイズ程度（400mm×250mm）程度とする

　　④看板の素材はアルミ複合板を標準とする

　　⑤看板に記載すべき内容は下記のとおりとする

　　　　・○○年度

　　　　・大阪府みどりの風の道形成事業

　　　　・事業者名

　　　　・「みどりの風」ロゴマーク

・みどりの風の道形成事業ホームページのＱＲコード

　　　　※事業を行う上で協力企業があった場合はその企業名についても記載のこと。

樹木提供　○○○○

400㎜程度

250㎜程度

○○年度

大阪府みどりの風の道形成事業

みどりの風の道形成事業について詳しく

知りたい方はこちらにアクセスください→

　　　　　　　（例）

□□□□□

○樹名板



【みどりの風ロゴマーク】

【ＱＲコード】

【樹木にかけるタイプの樹名板例】

【土にさすタイプの樹名板例】